

司法修習委員会規則要綱(案)の修正案(宮本委員提出)

平成15年2月12日

委員 宮本 康昭

要綱案の1を次のとおり修正する。

1 設置

司法修習生の修習及びこれに係る司法研修所の管理運営に関し、司法修習の充実及び法科大学院における教育との有機的連携並びに法曹相互の協力の強化を図るため、最高裁判所に、司法修習委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

要綱案の2(2)を次のとおり修正する。

(2)委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会、大学その他の法曹養成に係る機関、団体又は個人に対し、資料の提出、説明、その他の必要な協力を依頼することができるものとする。

要綱案の3を次のとおり修正する。

3 組織

委員会は、委員12人以内で組織するものとする。